

新規申請書受付要領

(目的)

第1条 この要領は、木材保存剤等審査事務局規約第7条に基づき、木材保存剤等審査事務局（以下「審査事務局」という）が行う木材保存剤等の新規申請書の受付にあたって、必要な事項を定めたものである。なお、規約第23条に基づく新規申請の手引きを別に定める。

(対象製品)

第2条 審査事務局が受付する新規認定申請書の対象とする製品は、次のとおりとする。

- (1) 木材保存剤
 - ・木材防虫剤
 - ・木材防黴剤
 - ・木材防蟻剤
 - ・木材防腐剤
 - ・木材防腐・防蟻剤
 - ・防蟻剤（土壌処理剤）
- (2) 保存処理木質材料
- (3) 保存処理非木質材料
- (4) その他木材保存に関連する薬剤又は材料

(申請書の提出)

第3条 第2条に定める製品の認定を受けようとする者（以下「申請者」という）は、審査事務局あての新規申請書（書類様式①）、並びに申請先である公益社団法人日本木材保存協会（以下「保存協会」という）及び又は公益社団法人日本しろあり対策協会（以下「白対協」という）あての認定申請書（申請協会HP参照）を作成し、第5条に定める添付資料を添えて、審査事務局へ一括して提出する。

2. 新規申請書の押印は、何れも社印及び原則代表者印とする。

(提出資料の部数と審査の手順)

第4条 申請者は、添付資料を添えた認定申請書1部を予め審査事務局に提出する。審査事務局で確認後、技術委員会での審議用に6部を提出する。技術委員会での審議を経て、改訂した申請書2部を審査事務局に提出する。審査事務局は、このうちの1部を控えとし、1部を公益財団法人日本住宅・木材技術センター（以下「住木センター」という）に提出する。住木センターでの審査に合格した後に、申請者はこれと同一の申請添付資料を、「保存協会」「白対協」の両協会に申請する場合は3部、いずれかの協会に申請する場合は2部を審査事務局に提出する。審査事務局は、この内の1部を控えとし、残りを認定協会に送付する。

(添付資料)

第5条 申請者は、認定申請書に（1）～（12）の事項を記載した資料を添付する。

- (1) 製品概要
 - (2) 成分表等
 - ・成分表
 - ・製品の性状
 - (3) 材質及び材料の構成（保存処理材料については記載）
 - (4) 規制法上の位置付け、登録等
 - (5) 安全性に関する説明書
 - ・有効成分の識別及び物理的・化学的特性
 - ・有効成分または原体の安全性試験データの一覧
 - ・有効成分または原体の農薬抄録
 - ・有効成分または原体の安全性試験等報告書
 - ・原体のSDS
 - ・製品の安全性データ一覧
 - ・製品の安全性試験報告書
 - ・製品の気中濃度推移試験報告書
 - ・製品の安定性
 - ・製品のSDS
 - ・主要な助剤のSDS
 - (6) 使用方法に関する説明書（必要に応じて図を添付する）
 - (7) 性能試験成績書
 - ・申請製品に要求される各種性能試験成績書（防虫、防黴、防腐、防蟻）
 - ・鉄腐食性試験成績書
 - (8) 環境汚染防止法等の規制に関する説明書
 - (9) 廃棄物の処理方法に関する説明書
 - ・製品の容器、残材（剤）、処理物
 - (10) 資料使用承諾書（安全性・効力データ等を他社から借用して申請する場合は添付）
 - (11) 申請製品製造者に関する説明書
 - ・製造設備及び品質管理に関する説明書
 - ・申請企業の概要等
 - (12) その他の書類
 - ・毒物及び劇物取締法規制製品は、その製造者、販売業等の登録証の写し
 - ・審査事務局が提出を求めた資料
2. 同一組成物を複数の企業が共同で申請する場合は、各社の審査申請書の前に共同申請書（書類様式④）を入れる。
3. 記載に関する詳細は、別途定める細則「新規申請の手引き」を参照する。

（新規申請の特例）

第6条 新規申請の特例は(1)～(6)とする。

(1) 有効期間内に更新申請を行わなかった認定製品の再申請は、「新規申請」として受け付ける。ただし、当該製品が新規申請された、又は変更申請された後10年、かつ申請を行わなかった後5年を目途とし、新たに室内性能試験データ1箇所を添えて申請する。

(2) 「現場用」表面処理防腐・防蟻剤として認定されている薬剤を、「工場用」に使用方法を変更しようとする場合は「新規申請」とし、「工場用」製品に新名称を付し、指定試験機関1ヶ所の室内性能試験結果を原則添えて申請する。なお、使用方法・品質管理等を添付資料に詳細に記載する。また、逆のケースも同様とする。

(3) 変更申請要領の第2条(1)①の保存剤組成変更のうち、有効成分の製剤中濃度を大幅に変更する場合、また使用濃度も変わる場合は「新規申請」として取り扱う。

(4) 保存剤有効成分を申請時と異なる製造元のものに変更する場合は、「新規申請」として取り扱う。

(5) 先行して認定を得た製品を経年して他企業が申請する場合、「新規申請」とし先行して認定を受けた企業の資料使用承諾書を添える。申請の期限は初めの認定から5年までを目途とする。

(6) その他、必要に応じて技術委員会の判断により実施、先例とし、手引きに記載する。

(安全性試験におけるGLP化の推進)

第7条 平成29年度以降の申請にあつては、既認定を除く新規有効成分または原体及び製剤に関する安全性試験等は原則GLP試験とする。

(木材保存剤等性能審査規程の適用)

第8条 認定申請には、住木センターの定める「保存剤等性能審査規程」を適用する。

(審査申請料及び審査料の納付)

第9条 申請者は、審査事務局に審査申請料及び審査料を添えて申請書を提出する。なお、審査申請料及び審査料は別途定める。領収書は金融機関が発行する振り込み明細票等をもって代える。

(申請協会及び申請者に対する審査結果の通知)

第10条 審査事務局は、審査を依頼した住木センター等から審査結果の報告があつたときは、速やかにその結果を申請協会及び申請者に通知する。

(記載事項変更の報告)

第11条 申請者は、申請書を提出した後認定申請の協会での認定までの間に、記載内容に変更が生じたときは、遅滞なくその旨を審査事務局へ報告しなければならない。

(申請書の保管)

第12条 申請者は、各認定協会への最終認定申請書及び添付資料を当該製品が更新継続中においては保管義務を有し、審査事務局の求めにより写しを提出する。

(申請書の受付時期)

第13条 審査事務局の新規申請書の受付は、前期3月、後期9月の年2回とする。

2. 第6条に定める新規申請の特例については随時に受付、審査事務局の技術委員会の審議を経て認定協会に審査を依頼する。

(要領の変更)

第14条 この要領の変更は、企画運営委員会の議決を経て行う。

附則

1. この要領は平成19年7月1日に施行する

2. この要領は平成27年10月1日に施行する